

指定給水装置工事事業者制度の施行状況と今後の方策について（案）

1. 指定給水装置工事事業者制度に係る経緯

給水装置工事事業者の指定については、平成8年以前は、水道事業者ごとに行っており、指定の基準が水道事業者ごとに異なっていたこと、また水道事業者の給水範囲内に事業所を有することなどが条件とされていたことから、新規参入を阻害するとして規制緩和要望が出されるなどしていた。

これを受け、平成8年に水道法を改正し、専門の知識と技術・経験を持つ技術者として給水装置工事主任技術者を国家資格として位置付けるとともに、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準として定め、これに基づき、各水道事業者が指定することとし、規制緩和を図ったところである。

この指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度（以下：指定給水装置工事事業者制度）については、平成8年の水道法改正の施行後10年を経過した時点で規制緩和の効果や施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされていることから、有識者による「指定給水装置工事事業者制度に関する検討会」（座長：古米弘明 東京大学大学院工学系研究科教授）を設置し、施行状況を評価するとともに、課題解決のための方策について検討を行った。下記の2. 及び3. にその概要を記す。

2. 指定給水装置工事事業者制度の施行状況

（1）指定給水装置工事事業者の指定等の状況

①給水装置工事主任技術者免状の交付

給水装置工事の技術上の統括者となる給水装置工事主任技術者については、平成18年度末現在、概ね24万人が給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている。国家試験に合格して免状の交付を受けた者は着実に増加している（図1）。

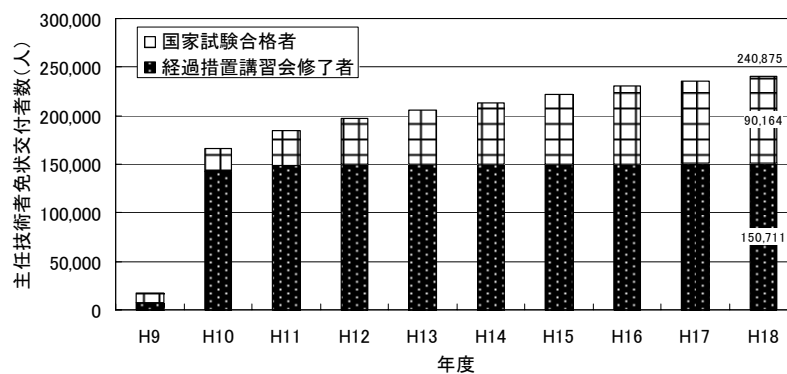


図1 主任技術者数の推移

②指定給水装置工事事業者の指定

水道法改正以前の制度下での工事事業者の指定数は約25,000件であったが、平成16年度末の指定数は約114,500件となっている。おおよそ指定工事事業者数に相当すると考えられる給水区域内指定数は約23,400件から約46,800件へと2倍に増加し、また、複数の水道事業者

から指定を受けて広域的に業務展開が行われている状況を表す給水区域外指定数も約1,500件から約67,700件へと増加が著しい。

一方、指定工事業業者数の増加により実態把握や必要事項の事務連絡が困難となっている等の問題や事業所移転届事業廃止届等の提出が徹底されていないことによる問題が水道事業者から指摘されている。

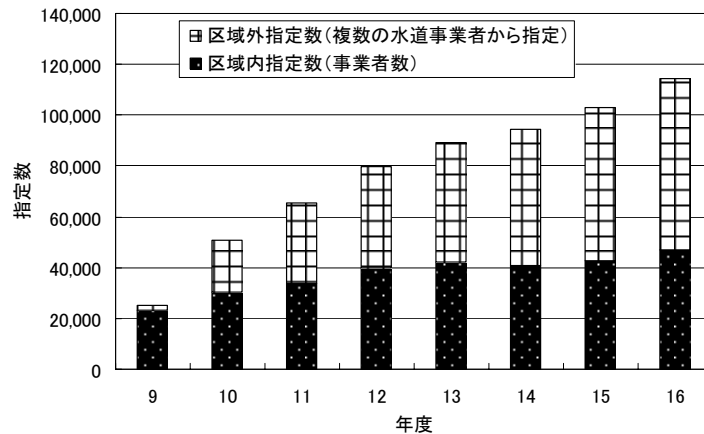


図2 指定給水装置工事業業者の指定の推移

③指定給水装置工事業業者の指定の取消し

平成10年度から16年度末までに526件の指定の取消しが行われており、指定取消しの理由としては、「水道法第25条の3第1項第3号に定める指定の基準に適合しなくなった」、「適正な給水装置工事の事業運営ができないと判断した」、「事業所の所在地等に変更があった旨の届出がなされていない（もしくは虚偽の届出があった）」、「給水装置工事主任技術者が選任されていない状態となった」等が多い。

(2) 給水装置工事の施行の状況

①給水装置工事の件数

東京都及び日本水道協会地方支部長都市に対する調査から、これら都市における工事件数（新設、改造、撤去等）は平成9年度には約269,000件（1,000人当たり11件）であったが、平成17年度は約312,000件（1,000人当たり12件）であった。

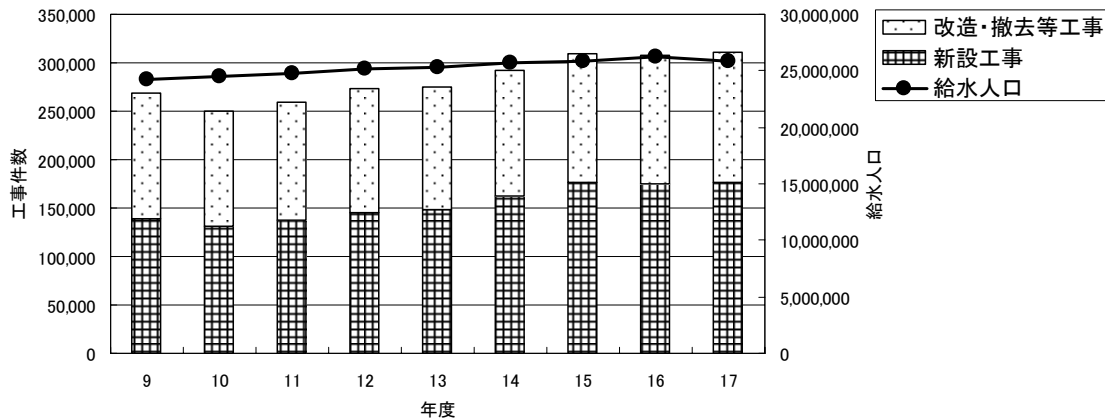


図3 東京都及び日本水道協会地方支部長都市の給水装置工事件数の推移
(東京都、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市)

②給水装置工事に関する相談件数

国民生活センター等に寄せられた相談のうち、指定給水装置工事事業者制度に関連があると考えられる衛生設備工事については、平成9年度以降増加が続いた後、平成14、15年度頃から約2,800～2,900件と横ばい傾向である(図4)。

また、水道事業者に寄せられた相談・苦情の事例としては、「修繕工事を指定工事事業者に依頼したが断られた」、「工事費に関する金銭トラブルが増加」、「指定工事事業者としての技術力不足による施工不良等」といったことが挙げられている。

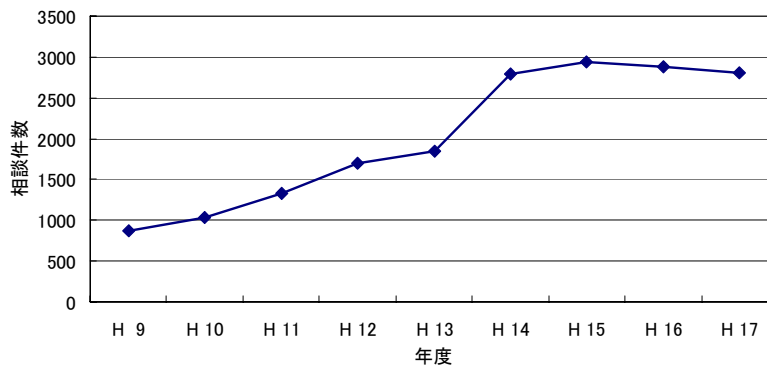


図4 衛生設備工事に関する相談件数(国民生活センター及び各消費生活センター)

③給水装置工事に関する事故事例

人の健康に重大な被害を及ぼすような事故は見られていないものの、給水装置とその他の設備との誤接合等の事故が例年数件、厚生労働省に報告されている。近年3カ年では10件の事故が報告され、いずれも配水管と工業用水道管等との誤接合であった。工事の実施者別にみると、指定給水装置工事事業者以外の者が施工したものが多く(7件)、いずれも無届工事であった。また、指定給水装置工事事業者による施工事例(3件)は、埋設深さが接近していた、あるいは、管理図面の情報が実際と食い違ったことによる管の取り違えが原因であった。

④給水装置工事に関する違反事例

大多数の水道事業者が違反工事の件数は制度改正前後であまり変わらないと回答している。違反の内容としては、地域独特の工事事情や状況に対応していない工事事業者の問題、また給水装置の設置又は変更の手続きを適切に行わずに工事を施行している問題が明らかとなっている。

(3) 指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価

ほぼ全て(99.3%)の水道事業者において給水装置工事事業者の指定制度が維持されており、給水装置工事の適正を確保するための仕組みとして重要な位置づけにある。制度施行以前に指摘されていた広域的な事業活動の阻害や参入障害は、制度の施行により解消され、規制緩和の成果が十分に現れていると評価できる。

一方、給水装置工事の実施件数が極めて多いことに比べると発生は限定的であるが、誤接合等の重大な事故も報告されている。事故事例の分析から、適切な技術を有する者が給水装置工事を施行することの必要性、工事事業者が継続的に技術の確保・向上に努めることの重要性が明らかとなっている。

また、指定給水装置工事事業者が課せられた義務を果たしていないなどの事例が少なからずあり、適正な給水装置工事の実施を確保するためには、指定制度下で水道事業者が一定の管理を行うことが引き続き必要である。

以上のことから、指定給水装置工事事業者の指定要件は必要最低限の要件のみを規定しているものであり、また、現行制度は安全な給水を確保する上で重要な役割を果たしており、さらなる規制緩和を図ることは適切でないと考ええる。

他方、給水装置工事に関する様々な課題も浮き彫りとなってきており、関係者において解決策を講じ、改善を図りつつ制度運用を行うことが重要となっている。

3. 課題と解決の方向

(1) 改善を要する主な課題

水道事業者、指定給水装置工事事業者、住宅メーカーに対する調査、国民生活センター等への相談事例の分析を通じて明らかとなった現行制度に対する課題は、以下のように整理される。

- ・ 指定給水装置工事事業者の廃止届及び変更届の不徹底
- ・ 水道利用者(需要者)への指定給水装置工事事業者に関する情報の不足
- ・ 必要な情報が周知されていないこと等に起因する給水装置工事の事業の運営上の問題
- ・ 給水装置工事の施行技術の確保・向上
- ・ 処分の内容が水道事業者により異なる等の指定工事事業者の指定取消に関する問題

(2) 課題に対する解決の方向

各関係者において、次に示す対策を講じていく必要があるものと考えられる。

①指定工事事業者、主任技術者に対する講習・研修の実施

適正な給水装置工事の施行を確保するため、関連法令や水道事業者別工事条件の改定情報

等の必要な情報の提供を図ると共に、合わせて水道法に規定された届出等の確認を行うことを目的として、指定給水装置工事事業者（社内の周知や教育を実施できる者）に対して定期的に講習や研修を実施する。講習や研修は、供給規程で指定工事事業者による施行を供給条件とし、工事事業者を指定した者として、水道事業者が実施主体となって行われることが適当である。

また、工事事業者における給水装置主任技術者等の技術向上のための研修機会の確保に資するため、給水装置工事に係る最新の技術情報等が習得できる定期的な研修の機会が外部機関において提供される必要がある。

②水道利用者（需要者）のニーズに応じた指定工事事業者に関する情報の提供

水道利用者への指定工事事業者に関する情報の不足に起因する課題があることから、水道利用者が必要としている指定給水装置工事事業者に関する情報を提供し、利用者の便宜を図るために、水道事業者としての公共性を考慮した上での情報提供のあり方について検討する。

③指定工事事業者の処分基準の整備

指定給水装置工事事業者の指定の取消に係る処分の考え方は、水道事業者ごとに異なっている状況であるため、統一的な考えに基づく処分基準の検討は有意義である。工事事業者の指定や指定の取り消しは各水道事業者が行うものであることから、水道事業者が中心となり作成、整備することが妥当である。

④各主体からの啓発・広報活動の充実、情報発信

給水装置の管理責任や指定給水装置工事事業者制度に関すること等の水道利用者（需要者）が知っておくべき情報に関して、水道事業者はじめ、工事事業者や給水装置の製造者における啓発・広報活動の充実、積極的な情報発信を図る。

⑤「技能を有する者」の明確化・周知と適切な配管技能者の確保

適切な技能者による施行が確保されるよう、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の施行にあたる「技能を有する者」について、該当する者の明確化を図る。また、「技能を有する者」を養成するための機会を引き続き確保し、その養成確保により、配管工事に従事する者全体の技能の確保・向上につなげることが求められる。

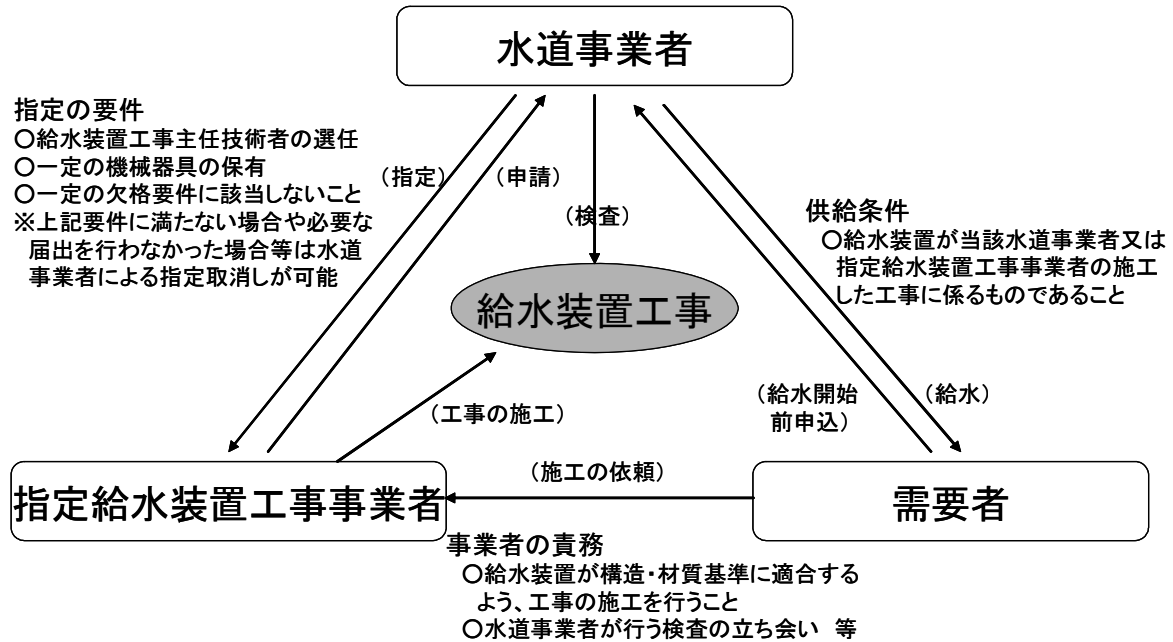
4. 今後の予定

上記の課題解決の方向を踏まえ、各関係者が早急に具体的な改善策を実施し課題の解決を図っていくよう、今般の検討成果を厚生労働省健康局水道課ホームページにおいて公開するとともに、通知の発出等により各水道事業者等における取り組みを求める予定。

なお、具体的な取り組み例として、社団法人日本水道協会において、水道事業者による指定給水装置工事事業者への講習や研修を円滑に実施するための標準テキスト等が検討・作成されるとともに、財団法人給水工事技術振興財団においても、従来の研修実績を踏まえつつ、給水装置工主任技術者等に対する研修の機会を提供すべく、検討が進められているところである。

【参考】

水道法における給水装置工事事業者の指定の概要



給水装置の定義

水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具 (水道法第3条第9項)

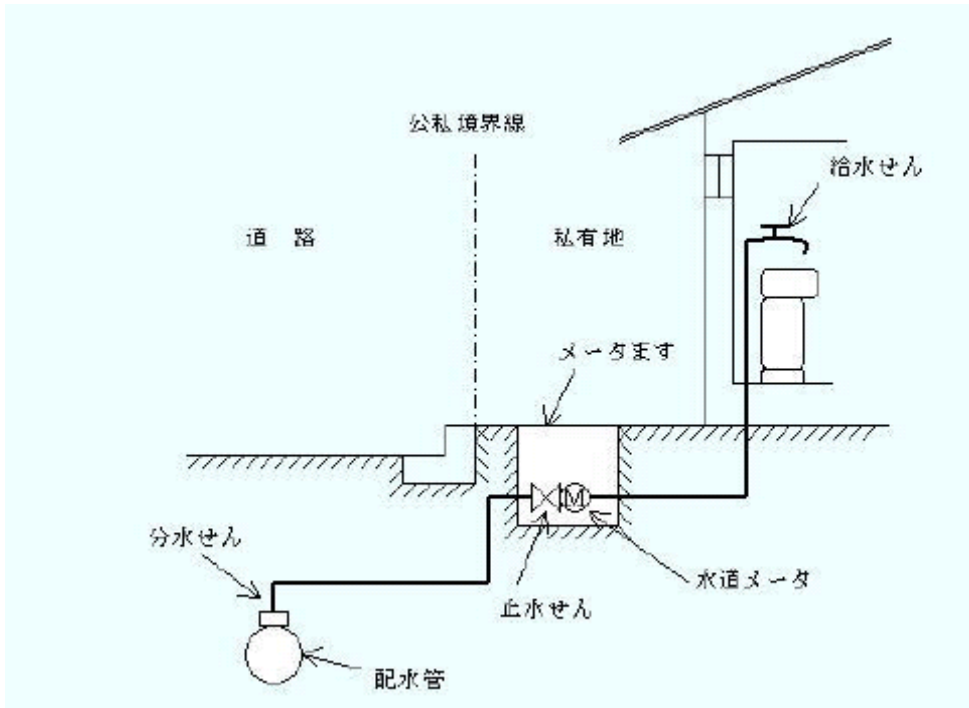


図 給水装置のイメージ